

事業者	環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所	
対象事業	名称	平成 26 年度南相馬市対策地域内廃棄物処理業務（減容化处理）
	種類	ごみ焼却施設の設置事業（仮設焼却炉）
	規模	排出ガス量：97,570m <sup>3</sup> N/h 焼却能力：200t／日（200t/24h×1 炉）
設置場所	福島県南相馬市小高区蛭沢字笠谷 2 6 他	
稼働期間	平成 27 年 5 月 1 日から平成 29 年 3 月末日まで（予定）	
適用除外条項	条例第 49 条第 4 号	
適用除外年月日	平成 26 年 7 月 11 日	
適用除外とする理由	<p>(1) 本施設は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）第 1 3 条第 1 項に規定する対策地域内廃棄物処理計画に基づき、南相馬市の対策地域内廃棄物の処理のために時限的に設置するものであり、東日本大震災からの復旧のため緊急に実施する必要があること。</p> <p>(2) 本施設の設置に当たっては、南相馬市の協力を得ていること。</p> <p>(3) 本施設の設置に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 3 項の規定に準じ、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施するものであること。</p> <p>(4) 本施設においては、対策地域内廃棄物の飛散流出防止の措置を講ずるとともに、モニタリングを実施するなど、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全のため必要な措置を講ずるものであること。</p>	
備考	—	